

広島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和二年三月二日までの間、縦覧に供する。

令和二年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
三原市本郷町上北方字天神沖三六二番一地从先から 三原市本郷町上北方字妙現窪一九九番一地从先まで	一五・〇〇〃 三六・四〇〃	九・五〇〃 一・〇〇〃	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	拡張